度会町公用封筒への広告掲載の募集について

**１概要**

　度会町（以下「町」という。）は、財源の確保のため、町が使用する公用封筒に掲載する広告を下記のとおり募集します。

**２広告の仕様等**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 広告掲載の種類 | １枠の規格（横×縦） | 色 | 掲載枠数 | 掲載枚数 | 掲載料  （1枠当たり） |
| 封筒（長40） | 70×50 | 黒  又は  ブルー | ３ | 10,000 | 20,000円（税込） |
| 封筒（長３） | 100×50 | ３ | 13,000 | 26,000円（税込） |
| 封筒（角２） | 220×120 | ２ | 12,000 | 48,000円（税込） |

**３広告の掲載期間**

（1）広告を掲載する期間は、広告を掲載した公用封筒（以下「広告掲載公用封筒」という。）の使用開始日から１年間とする。

（2）町は、（1）に定める期間であっても、広告募集の際に示した広告掲載公用封筒の印刷枚数を使い切った場合は、次回の広告募集まで、広告掲載公用封筒以外の封筒を使用することができる。

（3）（1）に定める期間を経過した後、広告掲載公用封筒が残っている場合、広告掲載公用封筒を使用することができる。

**４広告主の資格**

広告掲載希望者は、次のいずれにも該当しない企業・団体等とする。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業等に規定される業種及び風俗営業類似の業種

（2）消費者金融、商品先物取引、外国為替証処金取引業に係る業種

（3）たばこに係るもの

（4）ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

（5）規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者

（6）法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

（7）民事再生法又は会社更生法による再生・更正手続中の事業者

（8）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者

（9）占い、運勢判断に関する業者

（10）興信所、探偵事務所等の業種

（11）暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある業種

（12）その他、広告媒体に掲載する業種又は事業者として、不適当であると町長が認めるもの

**５広告掲載の申込み**

　広告掲載を希望する企業・団体等は、度会町公用封筒広告掲載申込書（様式第１号）に下記の書類を添付し、平成30年２月28日（水）午後５時までに度会町総務課へ提出するものとする。なお、郵送により申し込まれる場合は、締切日必着とします。

（1）会社等の事業内容がわかる書類

（2）広告の原稿（紙及び電子媒体）

**６広告掲載の決定**

　度会町広告掲載要綱第３条及び度会町広告掲載基準の規定に基づき、当該広告掲載の可否を決定する。

**７広告の内容等**

度会町広告掲載要綱第３条及び度会町広告掲載基準第５条のいずれかに該当するときは、広告媒体に掲載しないものとする。

**８広告の掲載料等**

（1）広告の掲載料は、２に記載している金額とする。

（2）広告主は、（1）の規定による広告の掲載料を、町が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

（3）広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（4）３（1）に定める期間を経過した後、広告掲載公用封筒が残っている場合でも、広告の掲載料は返還しません。

（5）町の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しません。

（6）(5)の規定により返還する広告掲載料には、利子は付しません。

(7) 広告掲載の色については、掲載数や全体のバランスを考え、当町で判断いたします。

（お問い合わせ先）

〒516-2195

　　　　　三重県度会郡度会町棚橋1215-1

　　　度会町役場　総務課

TEL0596-62-1111

FAX0596-62-1647